



No.21

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2017年5月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

憲法といま



権力でなく、国民を縛る自民党改憲草案

豊 秀一（朝日新聞編集委員）

ある研究者グループが昨年高校生1370人を対象に行った調査で、次の質問の正誤を尋ねました。「日本国憲法は、国民の権利や自由を守るために、権力を制限する仕組みを定めている」。正解の「○」が81.1%に上り、若者の間に立憲主義の考えが広く浸透してきたことがうかがえます。

ところが、自民党の日本国憲法改正草案は、権力でなく、国民を縛るものへと憲法の本質を変えてしまいました。施行から70年かけて築き上げ、社会に根づいてきた立憲主義の否定。これが草案の最大の問題です。

前文がすべて書き換えられました。現在の日本国憲法は「日本国民は……ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と、国民が主語です。国民主権ですから当然です。ところが草案では主語が「日本

国は」に変わり、「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴を戴く国家」であることが強調されています。さらに「人類普遍の原理」が消される一方、国民に「国と郷土を誇りと気概を持って」守ることや、「和を尊ぶ」ことが強要されているのです。

ベクトルが権力でなく、国民に向けられていることは明らかでしょう。

憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定めていますが、草案は「個人」を「人」に置き換えています。戦後の改憲論者の底流に流れてきた「個人」への敵視をみることができます。自民党が改憲を PR するために作った冊子「ほのぼの一家の 憲法改正ってなあに？」は、4 世代 5 人家族の「ほのぼの家」の日常生活を描く漫画ですが、こんなやりとりが出てきます。

「基本的人権があるからといって 何をして
もいいわけじゃない」 (祖父)

「今の日本の憲法は個人主義的といえるの
う」 (曾祖父)

「国の安全に反してもワガママOKってこ
と!？」 (母親)

「個人」へのいらだちが表れています。

「個人」を消して「人」と言い換えた発想は、
家族条項にも表れます。新設された草案 24
条 1 項は、「家族は、社会の自然かつ基礎的
な単位として、尊重される。家族は、互いに
助け合わなければならない」。家族も人格の
異なる「個人」で成り立っていますし、家族
のかたちも多様化しています。家族を「社会
の自然かつ基礎的な単位」とあえて強調する
ことは、価値観や置かれた境遇も異なる多様
な「個人」から社会は構成されているという、
憲法の根本を覆すことになるのです。

不思議なのは、「自由及び権利には責任及
び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公

の秩序に反してはならない」 (草案 12 条)
と自己責任を言いながら、「家族は、互いに
助け合わなければならない」と共助が強調さ
れていることです。国家はもう面倒をみられ
ないから、自己責任と家族の助け合いでし
てください——。そんなふうに国家にとつ
て都合よく言われているような気がします。

戦後の平和主義を根底から変える国防軍の
新設、「公益及び公の秩序」の強調による人
権の制限、緊急事態条項の導入……。草案の
問題点はあげればきりがありません。こうし
た案を作った自民党が 1 強状態であることが、
日本国憲法施行 70 年を迎える社会の現実で
す。そして、安倍政権は改憲のアクセルを吹
かそうとしています。

個人の尊重を核とした立憲主義のプロジェ
クトを進め、次世代へ渡していくのか。国家
の価値に重きを置いた過去へ舞い戻るのか。
主権者である私たち一人ひとりの覚悟と選択
が問われていると思います。

スノーデン、監視社会の恐怖を語る 独占インタビュー全記録

小笠原みどり 著



価格 1400 円 + 税
発行 毎日新聞出版
東京都千代田区九段南 1-6-17
営業本部 03-6265-6941

「通信傍受法案 (盗聴法)」「住民基本台帳法改正案 (国民総背番号制)」など戦後民主主義を大きく転換させる多くの法案は、著者が朝日新聞記者だった 1999 年、強行に採決された。取材を通して著者は「市民監視」という視点を身につけ、デイヴィッド・ライアン『監視社会』に出会う。退職後カナダ・クイーンズ大学に留学、ライアンの下で監視を研究。2013 年のスノーデンの暴露でクイーンズ大学に戻り、仲間とともにスノーデンのインタビューを実現させる。彼は、在日米軍基地は監視活動を主要任務とし、特定秘密保護法は合法的に「国家秘密」を増やすため米国がデザインしたと明かす。「監視されても構わない」と人は言うが、プライバシーは個人が自分の考えをつくるのに必要で、それがなければ表現の自由は意味をなさないと彼は考える。彼の暴露によって、データ監視が現実のものであることを人々は知り、米・国連で全方位監視の規制が始まった。彼は日本のメディア萎縮と報道の自由の抑圧を憂える。監視はテロを防げるか。それが否であることを欧州での事件は証明している。オリンピックやテロ対策を口実に、新たな監視となる共謀罪の新設を許してはならない。



憲法審査会傍聴記

宮田 泰司（平和憲法委員会・中央法規出版労働組合）

憲法審査会の前身である憲法調査会が設置されたのが2000年、小渕政権時でした。

2007年5月14日には第1次安倍政権下で改憲手続き法が成立、2013年12月6日には特定秘密保護法が成立、2014年7月1日、集団的自衛権行使容認が閣議決定されました。

そのようななか、2015年6月4日の衆議院憲法審査会に、「『立憲主義、改正の限界及び制定経緯』並びに『違憲立法審査の在り方』」をテーマに、参考人として長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授、小林節慶応大学名誉教授、笹田栄司早稲田大学政治経済学術院教授の3人が呼ばれました。ちなみに長谷部参考人は与党自民党等からの推薦でした。

まず、参考人から意見陳述があり、長谷部参考人は、立憲主義についての説明で、基本的な人権の保障や民主政治は普遍的な理念と考えられ、改正の手続を経たとしてもこの理念に反する改正は許されない、また、特定の人生観や宇宙観を押しつけることも許されない、近代立憲主義の理念を守ることが憲法を保障する出発点などと述べました。

続いて小林参考人は押しつけ憲法論について、戦後70年を経た現実の前でこの国をどうするかという議論をしているときに突然過去に戻るのには意味がない、この憲法の下で国が発展してきた、9条のおかげで70年間自衛隊が海外に行かなかったのは大変な実績、などと語りました。

笹田参考人はおもに違憲審査制について話され、その後、各委員からの質問に入りました。最初に自民党の山田賢司議員から、日本国憲法の改正に限界があるなら大日本帝国憲法にもその改正には限界があるはずだなどと歴史的経緯を無視した低レベルな質問が出され、次に民主党中川正春議員から、安保法制は憲法違反か否か、というあの質問がされました。

長谷部参考人は「集団的自衛権は憲法違反」、小林参考人は「違憲だ。後方支援とは後ろから参戦する、前から参戦しないというだけの話」、笹田参考人は「これまではぎりぎりの憲法解釈で踏みとどまってきたが、今回は完全に踏み越えている。違憲だ」と揃って自民党の安保関連法案を「違憲」と断じました。3人とも安倍政権の暴走に危機感を持って、止めなければいけないという決意が感じられる意見でした。このことが大きく報じられ、憲法審査会が世間に注目された初めての瞬間となりました。

このように参考人が呼ばれる会では見所も多いのですが、それ以外は各会派が意見を言いつけず、無駄に時間を費やされている感が拭えません。それでも傍聴をしていると、公明党が改憲に非常に積極的で「平和の党」など嘘っぱちであることが分かったり、右派政党が神の国などとまじめに語っていたりで、国会議員の低劣さが分かったりします。

前述の審査会から「潮目が変わり」、8月30日の国会前12万人の結集につながるわけですが、残念ながら、9月19日に安保法（戦争法）が強行採決、2016年3月29日に施行され、ついに南スーダンでの駆け付け警護が自衛隊の任務に加えられました。さらには、共謀罪まで五輪を口実に現実味を帯びて、怒濤の勢いで憲法破壊が進められています。

3月5日自民党大会で安倍首相は改憲発議に向け具体的な議論を主導すると明言しました。3月16日には衆議院憲法審査会が開かれ、緊急事態条項等の具体的な改憲項目の議論が始まっています。安倍政権がやろうとしているのは正にナチスがワイマール憲法を葬り去った手法そのものです。12万人がピークではなく、それを超える波を作らなければいけません。諦めず立ち上がりましょう。



憲法が保障する人権を破壊する道具「共謀罪」

江夏 大樹（弁護士、東京法律事務所）

戦前の教訓

戦前の日本においても、戦争に抗する人々がいました。しかし、戦争を食い止めることができなかつた…。反対運動を弾圧する法律、「治安維持法」がその拡大適用によって、猛威を振るい、国民を監視する体制のもと、自由な言論は抑圧され、侵略戦争への道を突き進んでいったのです。

このような反省に立ち、日本国憲法は、思想信条の自由（憲法 19 条）、表現の自由、結社の自由（21 条）を定めることで、政府方針に抗する言論活動も保障しています。二度と、同じ過ちを繰り返さないために。

無限定な共謀罪

本年 3 月 21 日、過去 3 度にわたり廃案となつた共謀罪法案が、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」として、再び国会に提出されました。

国会では、処罰対象は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の行為であるから、「一般市民には関係がない」との宣伝がなされています。しかしながら、何をもって、組織的犯罪集団というのか、その基準は全く不明です。

このように、今回の共謀罪の最も重要な問題は、処罰対象が曖昧であるため、権力濫用を防ぐことができない点にあります。現代の治安維持法とも言われる所以です。

身近にある権力濫用事例

友人と 3 人で福島へ行くためレンタカー代やガソリン代を割り勘したところ、道路運送法違反（タクシーの無許可営業、白タク行為）の疑いで逮捕され、20 日間以上も身柄を拘束される事件が今年の 1 月に起きました。

警察は、お金をもらって自動車を運転した行為を、タクシーの無許可営業と同一であると見て逮捕し、実名も報道されました。しかし、レンタカー代を割り勘する行為が犯罪となるわけ

がありません（その後、何事もなかつたかのように釈放されています）。

実は、逮捕された人たちは、反原発ツアーに行った人たちであり、この事件はまさに、政府の方針に反対する人たちへの弾圧ではないかと言われています。

このような権力濫用の事件も発生する最中、規定が抽象的なため、捜査権力の濫用が容易で、私たちの思想の自由や表現の自由を侵害することができる法律＝共謀罪の審議が始まったのです。

歴史を繰り返さない（マルティン・ニーメラーの言葉）

第二次世界大戦中のドイツの牧師、マルティン・ニーメラーの言葉です。

「ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかつた。私は共産主義者ではなかつたから。社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかつた。私は社会民主主義者ではなかつたから。ナチスが労働組合員を攻撃したとき、私は声をあげなかつた。私は労働組合員ではなかつたから。ナチスがユダヤ人たちを連れて行ったとき、私は声をあげなかつた。私はユダヤ人などではなかつたから。そしてナチスが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかつた」。

今、まさに権力濫用の道具となりうる共謀罪が創設されようとしています。私たちは、これに無関心であることはできません。気づいたときには、もう引き返せない状況にある恐ろしさ、無関心でいることの恐ろしさについて、ニーメラー牧師は警鐘を鳴らしているのです。

私は、戦前と同じ過ちを繰り返さないため、今回の共謀罪を 4 度目の廃案とするための活動に取り組んでいます。憲法で保障された権利を確保するため、一緒に立ち上がりましょう。



「ノー」を表現すること

蔵田 美鈴（出版情報関連ユニオン）

この2月に、銀座のギャラリーで、横湯久美さんという写真家の作品展を見ました。会場には横湯さんのお祖母様の生前の姿を撮った写真作品とともに、非常に印象に残る言葉が展示されていました。それは、横湯さんが子どもの頃に「絵描きさんとはどんな仕事か」と尋ねたのに対するお祖母様の答えで、「どのような人たちよりも自由な心で、自分の感じたことを大切にする仕事。だから、戦争の徴候も誰よりも早く察知し『ノー』ときちんと表現できる人たちのこと。自由過ぎ、ワガママと言われても、自分で考え、世の中のために心と表現力を鍛える仕事」という言葉でした。「このお祖母様は只者ではない！」と思ったら、治安維持法の時代に戦争に反対して逮捕・拷問された経験のある方だったそうです。壮絶な体験に裏打ちされた、とても貴重な言葉だと思い、これは現代を生きる人たちに伝えなくてはいけないものだと思います。

そして、「戦争の徴候も誰よりも早く察知し『ノー』ときちんと表現できる人たち」、すなわちアーティストたちを取り巻く環境に対しては、常に敏感であらねばと思います。

ここ数年を振り返ってみると、アートをめぐる事件として、まず、昨年府中美術館で開催された新海覚雄という画家の展覧会が挙げられます（この展示はユニオンのアートツアーで見に行きました）。開催直前に、「内容が偏っている」として上層部から「中止の可能性も含めて再検討するように」と圧力をかけられ、それを担当学芸員がSNSで告発し、複数のメディアで取り上げられたことで話題になりました。結局展示は開催され、ふたをあけてみれば、「偏っている」とされた展示内容とは、砂川闘争や労働運動や平和運動など、民主主

義社会であれば活動が保障されている、ごくまっとうな市民運動を描いた作品でした。これを「偏っている」として封じ込めようとした動きとは、今流行の言葉でいえば「忖度」だったのでしょうか。また、一昨年には現代美術家の会田誠さんが東京都現代美術館で文科省への檄文と安倍首相を揶揄したと思われるビデオ作品を展示して撤去を求められた事件があり、その前の年には、愛知県立美術館で展示された写真家の鷹野隆大さんの写真が猥褻だとして警察から撤去を求められた事件、女性器をモチーフにした作品を制作していたアーティストのろくでなしさんが逮捕されるという事件などがあり、たった数年間に、アートの世界では表現の自由を規制する事件が多発したという印象があります。なかでも猥褻の取り締まりに関しては、戦前も、取り締まりやすいエロ・グロから規制を始め、それを糸口にしてどんどん国民の考えそのものを取り締まっていったという歴史がある、と漫画家のちばてつやさんが警告しており、要注意です。最近の不気味な表現の規制の状況を鑑みると、「戦争の徴候」はすでに表れ始めているのではないかと危惧してしまいます。

出版産業は、「戦争の徴候も誰よりも早く察知し『ノー』ときちんと表現できる人たち」の声を届ける役割を担っている産業であり、また、平和でなくては成り立たない産業でもあります。だからこそ、私たち出版産業ではたらくものたちは、戦争の徴候を見つけたときには、ともに「ノー」と言っていかななくてはいけない。そして、私たちがおかしいと思うことに「ノー」と言い続けることができるためにも、憲法で定められた表現の自由というものをしっかり守り続けて行かなくてはならないと考えます。



私と憲法 ― 一歩踏み出す勇気があれば

吉村 亮子（実教出版労働組合）

1965年、私は炭鉱の町に生まれたが、そのときには、ほとんどの炭鉱が閉山していた。そのころの時代と私が育った地域は、今、考えると、戦後と閉山の影響をよい意味で受けていたのだと思うときがある。

私の地域の小学校・中学校は、8月6日が登校日で、平和教育を一斉に行う。「はだしのゲン」「ガラスのうさぎ」などの映画を全校生徒で鑑賞するような平和教育が行われた。それを観た小学生の私は、戦争が遠い昔に終わっていて、平和な時代に生まれてよかった、と無邪気に喜んでいて。そして中学社会科の授業。戦後の憲法制定の話、民主主義、国民主権などの話は教室の場面まで記憶にあり、その先生は、「簡単には憲法は変えられないから安心しろ」という言葉をくれた（それは、近年無残にも違うということがわかったが）。そして本当に日本国憲法の下で生まれてよかったという思いを強くした。

閉山の町に育ったと書いたが、中学校にはたぶんさまざまな家庭環境の人がいて、その点を考慮した授業が行われていたと思うことがある。クラスの子たちの成績はまちまちだったと思うが、国語の授業で「まちがってもいいから手を上げて発言しなさい。はずかしいことではない」「反論があれば発言しなさい」と言われ、英語ではグループ学習が中心で、得意な子が苦手な子を教え、一番難しいセンテンスを苦手な子が暗唱し発表するなどの授業が行われていた。

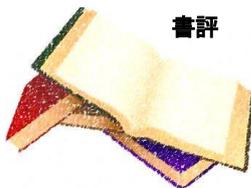
だまってテストの点だけとればよい、人を蹴落として自分の点数だけあげようという風潮は全くなく、一緒に伸びることを考えた授業であったのだと思う。だから、成績のよい子が悪い子を見下す、というようなことがなかった。自分の「思い」を口に出すことは、人をけなしで排除したり、貶めたり、差別したりすることではないのだと学んだように思う（今の自分がそのように行動できているか、自信はないが）。

一転、高校は、戦前かと思われる教育が行われていた。入学後1週間に渡り、竹刀を持った応援団から応援・生活指導を受ける。新入生は放課後数時間、体育館で正座させられ、大声で校歌を歌わされ、体が揺らいだり、声が小さかったりすると竹刀で叩かれる。「ここは軍隊か」と思うような光景であった。その批判の文章を校内の文芸誌に書いたら、ボツにされたという経験もある。そこで学んだのは、ものを言わぬ方が「得」「ラク」ということであった。ものごとは他の人が決めて、本当はいやだけど、とりあえず思いを隠して従っていれば時は過ぎるだろうと考え、3年間を過ごした。

今、教育にかかわる仕事をしていて、「もの言わぬいい子」をつくる方向に変わってきているとひしひしと感じている。若い世代の人たちで「まちがってもよいから発言しなさい」という教育を受けてきた人はどれだけいるだろう。人の考えは一つではないのに、いつも正しいとされる考えの答を求められる、わからなければはずかしいので黙っている、そして、世の権力者の求めるものが模範解答として教えられる。

「国家の威厳」、「国益のために」という言葉がニュースや政治家の間で飛び交う。共謀罪という戦前の治安維持法の復活も…。国益のためにもの言わぬ国民をつくる教育が行われ、言えない分、陰で弱い者をいじめるという構図ができてやしないか。モノやカネがあっても、幸せでない日本がそこまできている気がしてならない。もの言わぬいい子がどこまで自由にものを言えるようになれるかが、これからの日本の行く末にかかわっているのではないかと思う。

今、「ラク」をして平和な日本、自由な日本を維持できない時代、たくさんいるおとなしい子が一歩踏み出す勇気が持てる時代になれば、と願う。



書評

津島佑子の遺作をめぐって

『狩りの時代』

津島祐子 著 2016年8月 1600円+税 文藝春秋

津島佑子が亡くなって1年（2016年2月18日逝去）がたった。津島は太宰治の娘である。世評は知らないが、私見でははるかに父親を超える小説家であった。

亡くなって「絶筆」と銘打って出版されたのが『半減期を祝って』（2016年5月 講談社）という短編集である。表題となっている短編において、震災から30年後、セシウム137の半減期を迎えた近未来の「ニホン」が描かれる。

これでもう津島の新作は読めないと思っていたところに出版されたのが『狩りの時代』である。津島の死後、パソコンの中から発見されたという。

帯にはこうある。「あのことばだけは消え去らない。その痛みだけは忘れられなかった。ダウン症だった兄との思い出。ヒトラー・ユーゲントの来日。老核物理学者の見果てぬ夢……。この国の未来を照射する物語」。

主人公は子どものころ従兄弟から言われた「フテ……」が、ナチズムについての本の中に見つけた「フテキカクシャ」であることに気づき、悩み、調べていく。そしてその言葉が発せられたのは、従兄弟の親たちのヒトラー・ユーゲントとの遭遇と関係しているのが解ってくる……。津島はこの作品について「差別の話になったわ」と語っているが、もちろん津島のことだから差別するものと差別されるものが単純に対立するわけでもなければ、直線的に物語が進むわけでもなく、時間と空間を超え、様々な視点から物語は進む。ちょうど人間の記憶、想像がそうであるように。そして一度たりとも差別をしたことのない人など存在しないように。

津島は亡くなったが「日本を超えて世界規模の視野を切り拓き続けた」（『半減期』の帯）、その作品は永遠に残るだろう。

（伊豆野 潔）



フレコンの 前で子育て わたし無理

森松明希子 (東日本大震災避難者の会 Thanks&Dream 代表 大阪市在住・母子避難)

約1年前に出現した福島の自宅前のフレコンバッグ(核のゴミ袋詰め)。1年経っても、挑戦的に鎮座するここは福島県郡山市、駅前市の市街地です。春には新一年生になる我が子を何の防護策もせずに毎日無防備に通学させようとは、どうしても私には思えないのです。

私は6年前の3・11、当時0歳と3歳だった子どもたちを育てる親として、小児甲状腺ガンは素人目に見ても原発事故の影響による多発にしか見えず、丸6年後の今、この地で何の防護策もとらずに生活することは、私には考えられないというだけなのです。

郡山市は強制的に避難の指示が出た区域には一度たりともなっていない。一見、人々はふつうに暮らしているように見えるでしょう。福島に残り、仕事をしている私の夫もその中の一人かもしれません。

つまり、「母子避難」という我が家の選択は、国家的な保護も救済も何一つ制度としても確立していない中で私にとっての最大限の被曝防護策であり、放射線被曝から免れ健康を享受する権利をただひたすら実践しているだけなのです。

原発避難民が避難を継続したいと発言することにますますプレッシャーを感じながら迎えた福島原子力惨禍から7年目の春でした。

避難をしたい、被曝を避けたい、子どもたちを守りたいと思う人が、等しくその権利の行使を実現することができることを心から願っています。

私の考える「脱被曝」すなわち放射線被曝からの「避難の権利」は、すでに避難をした人たちだけの正当性を求める権利ではありません。今、避難すべき状況にある人、そして将来起こるであろう災害において、すべての人に保障されるべき権利です。原子力災害を経験した私たちは、何が最も大切にされなければならないか、それを考えて、アクションを起こし、具体的に歩みを進めて行くのが、福島第一原発事故後を生きる人間の責任だと私は考えます。

🌸 編集後記 🌸

戦争をしないと決めた「日本国憲法」が施行されて、今年で70年になります。改憲策動の嵐に何度もさらされながらも、この憲法は平和な社会と個人の尊厳を守り続けています。また、戦争をしないと決意は、あの戦争に対する日本という国の責任の取り方であり、国際社会との大切な約束です。しかしいま、この憲法は誕生以来の危機を迎えています。戦争ができる国にしようとする勢力が、本気で改憲の動きを強めているからです。今号は「憲法といま」をメインテーマに、憲法をめぐる現状を特集しました。自民党改憲草案の問題点を明らかにし、憲法審査会の審議経過も報告します。また、改憲の先取りである「共謀罪」の危険性を警告し、すでに始まっている表現活動への異常な規制も紹介します。おかしいと思うことには「ノー」といえる勇気を持ち、そのために一歩踏み出すことも大切です。あなたにとっての「憲法とはなにか」を考えてみてはいかがでしょうか。(T)